酒々井町農業委員会2月総会会議録

令和2年2月5日(水) 分庁舎2階第2多目的室 午後3時30分から午後5時00分まで

局 長 それでは、定刻になりましたので会長お願いします。

(会長あいさつ)

- 局 長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。
- 会 長 それでは、ただいまから令和2年2月の農業委員会総会を開会いたします。 なお、本日の総会は、議案4件、その他ですので、よろしくお願いします。
- 局 長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議 規則により、会長にお願いいたします。
- 議 長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、8番相京文夫委員、1番宮田早苗委員を指名します。また、書記に事務局の木村副主査を任命します。
- 議 長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から6 についてを議題とし、一括して事務局より説明願います。
- 局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から6について、 説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

先ず、整理番号1についてですが、貸付者は、成田市在住者、借受者も成田市在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地3筆で、地目は田、面積は合計で2,629 ㎡、利用計画は田です。賃借料は、年、米240kgです。備考ですが、前回は、平成27年3月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、3ページの位置図をご覧下さい。続きまして、資料の4ページをご覧ください。

整理番号2についてですが、貸付者は、酒々井在住者、借受者は、墨在住者です。設定場所は、墨の農地1筆、地目は田、面積は903 ㎡、利用計画は田です。賃借料は、年、米60kgです。備考ですが、前回は、平成27

年3月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、5ページの位置図をご覧下さい。

続きまして、資料の6ページをご覧下さい。

整理番号3についてですが、貸付者は、酒々井在住者、借受者は墨在住者です。設定場所は、墨の農地1筆、地目は田、面積は1,217㎡、利用計画は田です。賃借料は、年、米60㎏です。備考ですが、前回は、平成27年3月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、7ページの位置図をご覧下さい。

続きまして、資料の8ページをご覧下さい。

整理番号4についてですが、貸付者は、馬橋在住者、借受者も、馬橋在住者です。設定場所は、墨の農地2筆、地目は田、面積は合計で1,732㎡、利用計画は田です。賃借料は、年、17,000円です。設定期間は、5年の新規設定でございます。位置につきましては、9ページの位置図をご覧下さい。

続きまして、資料の10ページをご覧下さい。

整理番号5についてですが、貸付者は、佐倉市在住者、借受者も、佐倉市在住者です。設定場所は、酒々井の農地1筆、地目は田、面積は2,000 ㎡、利用計画は田です。賃借料は、年、米240kgです。設定期間は、10年の新規設定でございます。位置につきましては、11ページの位置図をご覧下さい。なお、整理番号1から5の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、資料の12ページをご覧ください。

整理番号6についてですが、貸付者は、柏木在住者、借受者は、公益社団法人千葉県園芸協会理事長になります。設定場所は、柏木の農地3筆で、地目は田、面積は合計で4,944㎡、利用権の種類は、農地中間管理権です。備考ですが、本案件は、農地中間管理事業を利用した農地の貸借で、農業経営基盤強化促進法を利用して、農地を千葉県園芸協会に一旦預け、借り手を探してもらう手続きで、次の第2号議案で農用地利用配分計画(案)が示されており、意見をいただくことになっております。位置につきましては、13ページと14ページの位置図をご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号1から順に地区担当推進委員から補足説明等がありましたらお願いします。整理番号1と6を秋葉推進委員、整理番号2、3と4を髙﨑推進委員、整理番号5を石井推進委員からお願いします。

秋葉推進委員 整理番号1は、成田市在住者の方ですが、再設定ですので特に問題ありません。整理番号6は、今まで相対でやっていたが、今回から園芸協会を通して柏木地区の中心担い手に任せるとのことで、特別問題はありません。

髙崎推進委員 整理番号2,3,4特に問題はありません。

石井推進委員 以前からやっていたようで、綺麗にやっていますので特に問題はありません。話しは違いますが、整理番号3の借受者の経営面積の計算が違っているが確認して欲しい。

事務局 小数点以下が載っており、桁がずれています。面積は合っております。申 し訳ありませんでした。

議 長 よろしいですか。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行いますが、採決については、整理番号ごとに行います。 初めに、農用地利用集積計画の整理番号1について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号2について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

- 議 長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号3について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 3につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号4について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 4につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号5について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 5につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号6について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 6につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 次に、第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地 利用配分計画(案)に対する意見について、事務局より説明願います。
- 局 長 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用 配分計画(案)に対する意見について説明させていただきます。 資料の15ページをご覧ください。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に規定に

基づき、町長より農業委員会に対して、農地中間管理事業に係る農用地利用集積案の適否についての意見を求められたものです。町が農業委員会の意見を聴取した上で公告を行った後、農地中間管理機構は、同機構作成の農用地利用配分計画案に搭載された借受希望者に千葉県の許可を得て貸し付けます。貸付者は、第1号議案整理番号6で農地中間管理権を得た、公益社団法人千葉県園芸協会、借受者は、柏木在住者です。設定場所は、第1号議案整理番号6で説明をさせていただきました柏木の農地3筆で、地目は田、面積は合計で4,944㎡、利用計画は田です。賃借料は、米、約7俵半で10a当たり約1.5俵、設定期間は、10年の新規です。なお、この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、16ページと17ページの位置図をご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は秋葉推進委員でよろ しいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- 秋葉推進委員 第1号議案で説明しましたので特にありません。
- 議 長 地区担当推進委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行いま す。委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特に無いようですので、意見聴取に移りたいと思います。事務局の説明及 び質疑応答を踏まえ、町に付すべき意見がありましたらお願いします。

(意見等なし)

- 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第2号議案、 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案) に対する意見について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の 方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用配分計画(案)につきましては、農業委員会として、意見なしとして回答することに決定します。

- 議 長 次に、第3号議案 農地法第5条許可後の変更承認申請について、及び、 第4号議案 農地法第5条許可申請についてを議題としますが、関連があ りますので、一括して事務局の説明を求めます。
- 局 長 はじめに、第3号議案 農地法第5条許可後の計画変更承認申請について 説明させていただきます。

資料の18ページから22ページをご覧ください。

本件は、平成 2 7年 7月 1 5日付け千葉県印農指令第 6 5 2 号 - 1 9 1 で許可指令書が交付されておりますが、東京電力への接続を南側の東京電力柱に変更し、そのことに伴い、土地利用計画が変更になり、パネルの位置及びパネルの枚数を変更し、また、当初の計画面積 8 7 9 ㎡から、引き込み部分の面積 1 3 0 . 7 3 ㎡が加算され、1 , 0 1 0 ㎡となることで、許可後の変更承認申請を受理したものでございます。位置につきましては、1 9 ページの位置図、面積の加算につきましては、2 1 ページの変更計画図、パネル等の配置の変更につきましては、2 2 ページの変更土地利用計画図をご覧ください。

続きまして、第4号議案 農地法第5条許可申請について、説明させていただきます。

資料の23ページから28ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人共に第3号議案の計画変更承認申請と同じです。申請地は、 墨の農地1筆の一部で、地目は田、面積は1,061㎡の内130.73㎡です。 申請理由は、太陽光発電施設への電柱建設及び検針の為の進入路用地で、 権利の種類等は、賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用 地区域及び10~クタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、 第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。24ページの 位置図と25ページの公図を参考にしていただければと思います。資力及 び信用については、預貯金残高証明書が添付されており、過去に農地転用 の違反等もないことから、資力及び信用性に問題はありません。申請に係 る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後、3月初旬に着 工し、約一か月で完成予定とのことです。計画面積の妥当性については、 必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障につい ては、外周フェンスの設置、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風 への影響もなく、特に営農への支障はないと思われます。なお、他法令関 係(道路)について、28ページの土地利用計画図をご覧いただきたいと 思いますが、車両が申請地を出入りする際、町道を通過することとなりま すが、道路境界は確定しており、町道に特段手を加えるわけではないため 施工承認等の手続きは不要とのことで、まちづくり課に確認済みです。 以上で説明を終わらせていただきます。

- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は木我委員でよろしい ですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- 木我農業委員特に問題は無いと思います。
- 議 長 地区担当農業委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行いま す。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

- 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請人を呼んでおりますので、そ の際に質問等をお願いします。
- 議 長 それでは、これから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休 憩をとりたいと思いますのでよろしくお願いします。

(現地確認)

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開します。 先ほど現地を確認しました、農地法第5条許可後の変更承認申請及び農地 法第5条許可申請について、申請人を呼んでおりますので入室させて下さ い。

(申請人 入室)

- 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介 をお願いします。
- 申請者 申請の方で委任状を頂いております〇〇の〇〇と申します。 よろしくお願いします。
- 議 長 今、提出されました農地法第5条の許可後の変更承認申請及び農地法第5 条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、これまでの経緯、また、申請に至った経緯や事業計画等についての説明をお願います。
- 申請者 私どもは当初、墨の〇〇番地と〇〇番地、それと、東側の〇〇番地で太陽 光発電の許可を頂いておりました。しかし、経済産業省の通達により、隣

接する同一地主の事業は認められないとのことであり、まだ、認可の取消には至っておりませんが、当社としまして〇〇番地での事業をやめることで決定し、先月取消願を提出し、取消を行いました。しかし、〇〇番地と〇〇番地での事業計画では、〇〇番地での事業と合わせて計画していたことで、今回の取消により、当初東京電力から指示されていた引き込み電柱の位置を変更する必要が生じました。そのことで、今回〇〇番地の一部を引き込み用地として農地転用を行い権利の設定をして、並びに、当初の〇〇番地と〇〇番地での計画を変更することになり、このたび、変更承認申請と新たな5条申請をお願いすることになりました。

- 議 長 ありがとうございました。申請人の説明が終わりましたので、これから質 疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- 線貫農業委員 今の話しの中で、通達なんですが、同じ地主さんで隣接していると出来ないということなんですか。
- 申請者 はい、通達では二つでも三つでもそうなんですが、同一地主が隣接していると、事業の分割案件に該当し、一つしか出来ないことになりました。
- 綿貫農業委員 取消すのではなく、二つの事業を一つにすることは考えなかったのですか。
- 申請者 二つの事業を取消して一からやりますと、認可の取り直しになってしまい 売電価格等にも変動が生じますので、今回は、一つを取りやめることにい たしました。
- 綿貫農業委員 そのような事情ですね、分かりました。
- 議 長 他にないようですので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

- 議 長 それでは、ただいま質疑応答が終わりました、第3号議案 農地法第5条 許可後の変更承認申請についての採決を行います。承認とすることに賛成 の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可後の変更承認

申請につきましては、承認とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、第4号議案 農地法第5条許可申請についての採決を行います。 許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につき ましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 その他、事務局より何かありますか。

事務局 はい、先日、窓口に農地のあっせんについて来客がありましたので、お知らせします。八街市の農業法人代表者から、畑、2町歩を探しているとのことでした。まとまった農地2町歩とのことでしたので、中々難しい旨、伝えてありますが、情報等がございましたら事務局までよろしくお願いします。以上でございます。

議 長 それは、2町歩を一か所でってことですか。

事務局 一か所でまとまった畑を2町歩とのことでございました。

議 長 それは、難しいですね。

議 長 他にありますか。

局 長 農業委員さん及び最適化推進委員さんの改選の公募の件ですが、町の広報 及びホームページに掲載し、また、農家組合長さんから回覧でもお願いを しております。要綱や様式は、ホームページからダウンロード出来ますし、 窓口にも用意しております。問合せ等ございましたらよろしくお願いしま す。任期の方は、7月20日から令和5年の7月19日までの3年間です。 募集期間は、2月13日から3月12日までとなっております。以上でご ざいます。

議 長 質問等はありますか。

議 長 無ければ、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願 いします。

- 局 長 4日の水曜日若しくは5日の木曜日でいかがでしょうか。
- 議長 ただ今、4日の水曜日と5日の木曜日と事務局案が出ましたが、いかがでしょうか。

委員各位 5日でいいでしょう。

議 長 それでは、来月の総会は、5日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

令和2年2月5日